

# 雇用保険制度

雇用保険とは労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。また、失業の予防、労働者の能力開発及び向上等を図るための事業も行っています。

## 手続を怠って(失念して)いた場合

雇用保険の適用事業となった場合は、所定の期限内に、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所に提出しなければなりません( P2~P3参照)、何らかの事由により手続もれがあった場合には、過去に遡及して被保険者となったことの確認を行うこととなります。被保険者となったことの実事があった日を被保険者となった日とすることが原則ですが、雇用保険被保険者資格取得届の提出が雇入れ後相当期間経過してから行われた場合には、被保険者であったはずの期間が確認できないことにより、失業等給付の支給内容等に影響が出る場合がありますので、こうした手続もれが生ずることのないように十分注意することが必要です。

## 被保険者の範囲

適用事業に雇用される労働者であって、昼間学生など雇用保険法第6各条号に掲げる者以外の者は、原則として被保険者となります。

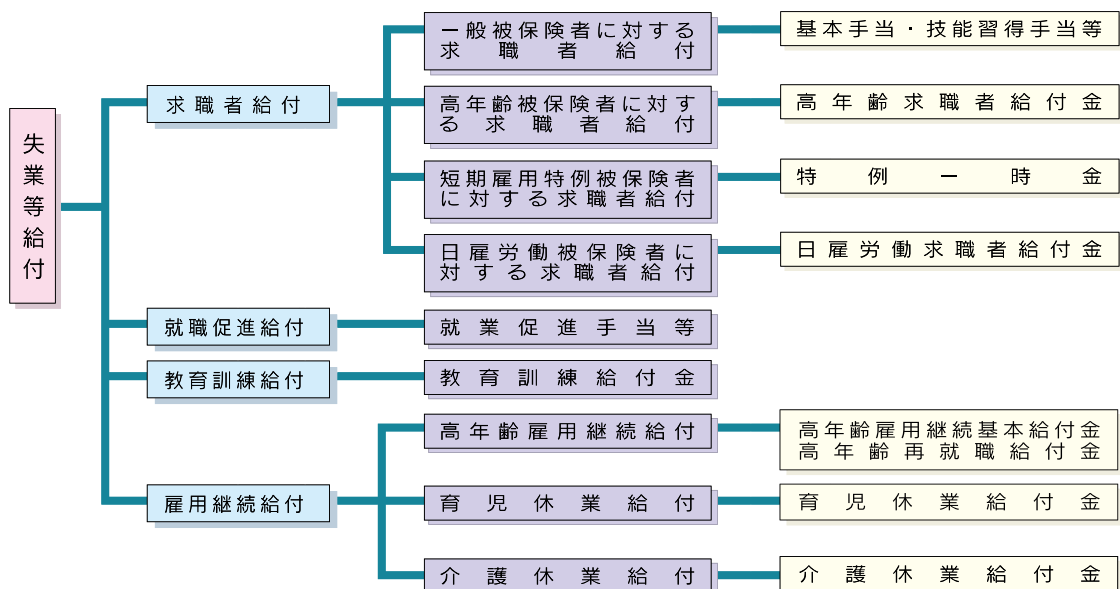
### ●被保険者の種類

1. 一般被保険者 (65歳未満の常用労働者)
2. 高年齢被保険者 (65歳以上の常用労働者)
3. 短期雇用特例被保険者 (季節的に雇用される者)
4. 日雇労働被保険者 (日々雇用される者、30日以内の期間を定めて雇用される者)

(※)平成29年1月1日以降は65歳以上の労働者についても、雇用保険の対象となりました。

## 失業等給付の種類

労働者(被保険者)が離職されたときなどに一定の要件で失業等給付を受けることができます。



## 雇用保険の基本手当の所定給付日数

### ① 倒産・解雇等による離職者（③を除く）

区分	被保険者であった期間	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上45歳未満			120日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満			150日		240日	270日
45歳以上60歳未満			180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満			150日	180日	210日	240日

### ② 倒産・解雇等以外の事由による離職者（③を除く）

区分	被保険者であった期間	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	120日	150日	

### ③ 就職困難者

区分	被保険者であった期間	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	150日	300日			
45歳以上65歳未満			360日			

## 基本手当を受ける要件

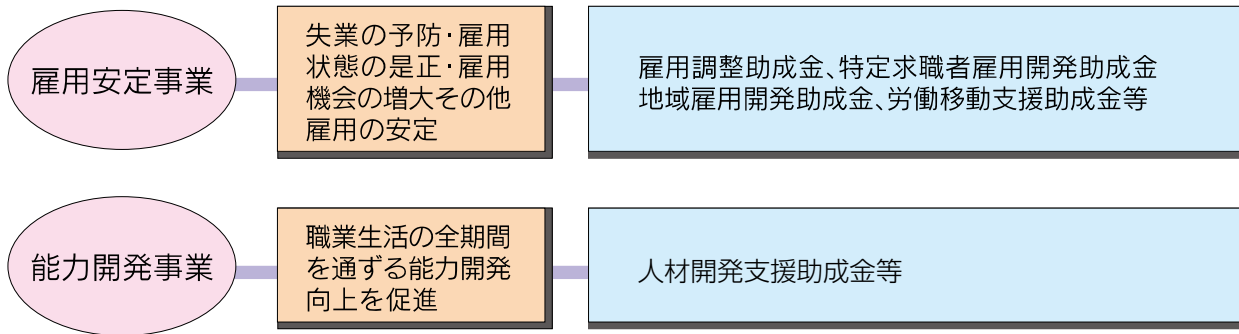
原則として離職の日以前2年間に、被保険者期間が12ヵ月以上（倒産・解雇等により離職された方は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上でも可）あり、再就職に対して積極的な意志と能力があることです。

## 基本手当の日額

原則として離職の日以前6ヵ月間に支払われた賃金の日額の50%～80%に相当する額です（ただし、離職の日において60～64歳の者については45%～80%に相当する額です）。

## 事業主の方には

雇用保険では失業等給付以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させ、又は教育訓練を受けさせる事業主等に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。



## ●雇用調整助成金

景気の変動、産業構造の変化等に伴い、事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して支給されます。

## ●特定求職者雇用開発助成金

高齢者、障害者等の就職が特に困難な者を、公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して支給されます。

## ●人材開発支援助成金

事業内職業能力開発計画等に基づき、その雇用する労働者に対し、職業訓練を実施した場合や教育訓練休暇制度を導入し労働者に適用した事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等が支給されます。

以上の助成金以外にも各種助成金制度等があります。

## 電子申請について

雇用保険被保険者資格取得届等、雇用保険に係る諸手続については、電子申請により行うことができます。詳しくは「電子政府の総合窓口」のホームページ (<http://www.e-gov.go.jp>) をご参照ください。

